

しまくとぅば検討委員会報告書

平成21年9月14日

しまくとぅば検討委員会

目 次

| | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 本委員会の設置目的 | 1 p |
| 2 | 「しまくとうば」の概念および言語状況 | 1 p |
| 3 | 「しまくとうば」にかかわる歴史的経緯の総括 | 2 p |
| 4 | 取り組み方針 | 3 p |
| | 〔1〕 県主体の取り組み | 3 p |
| | ①記録保存の促進 | |
| | ②普及継承の促進 | |
| | 〔2〕 学校教育での取り組み | 4 p |
| | ①記録保存の促進 | |
| | ②普及継承の促進 | |
| | 〔3〕 社会教育での取り組み | 5 p |
| | ①記録保存の促進 | |
| | ②普及継承の促進 | |
| | 【参考資料】 | |
| | (1)しまくとうば検討委員会設置要綱 | 7 p |
| | (2)検討委員会名簿 | 8 p |
| | (3)推進体制図 | 9 p |
| | (4)しまくとうばの日に関する条例 | 11 p |

1 本委員会の設置目的

沖縄県条例第35号「しまくとうばの日に関する条例」(平成18年3月31日制定)に基づき、県内各地域において世代を超えて受けつがれてきた本県文化の基層である「しまくとうば」を、記録保存し次世代へ継承し県民の「しまくとうば」に対する関心と理解を深めその普及継承の促進を図るために、必要な事項について検討することを目的とする。

2 「しまくとうば」の概念および言語状況

(1) 概念規定

「しまくとうば」の範囲を、沖縄県内で話されている各地域の伝統的な言語とする。

(2) 現在の言語状況

現在、約6000とも言われる世界の言語のうち、その90パーセントが今世紀末までに消滅するだろうと予測されている。

2009年2月19日、国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、全世界のその6000前後の言語のうち、約2500の言語が消滅の危機に瀕しているという調査結果を発表した。日本国内では、2001年にアイヌ語が、今回の2009年には、東京都の八丈島の「八丈語」、鹿児島県の「奄美語」と並んで、沖縄県の「国頭語」「沖縄語」「宮古語」「八重山語」「与那国語」が、消滅の危機に瀕している言語として追加された。事態の深刻さは、話者人口が県内最多である那覇、首里の言語を含む「沖縄語」も例外でないことにかがえる。

「言語は、社会的に獲得あるいは後天的に修得され、集団的に共有かつ世代的に継承される特徴をもつ。したがって『文化』そのものである」と宮岡伯人(京都大学教授)は述べているが、三線や琉球舞踊のように保持する人が特定される伝統文化とは異なり、本来誰もが持っている文化である言語(方言)は、各地域で生まれ、それを使用する人々の思考や感性と分かちがたく結びつき、その言語の違いは、地域的アイデンティティを感じさせる有力なものである。

この地域の文化「しまくとうば」を失うことは、地域的アイデンティティの喪失だけでなく、各地の豊かな歌謡や祭祀などの伝統文化や、琉歌や組踊や沖縄芝居、島唄などの芸術や文化の真の意味での鑑賞や創造を不可能にする。

この「しまくとうば」を県民全体の財産として共有し、沖縄県の複雑な歴史

事情によってないがしるにされてきた本来あるべき「言語権」(注)を確立し、百年後、二百年後の子孫が自分の生まれ育った地域の方言を話せるようになりたい時、この「言語権」を保証し、次代を担う青少年に継承していく方策を講じることは県民全体にとって重要かつ急務である。

(注) 言語権

1996年06月06日のバルセロナにおける「言語の権利に関する世界宣言」では、固有言語の共同体構成員は不可侵の個人的権利として

1) 私的にも公的にもその言語を使う権利、2) その言語による自己表現能力を育成する教育を受ける権利、等を有するとしている。

3 「しまくとうば」にかかわる歴史的経緯の総括

戦前、国や県の方針によって過度の「標準語励行運動」が進められた。政策として「方言撲滅」が進められたわけではないが、母語である「方言」に関する言語的理解の未熟さなどもあって、地域社会、教育機関、各家庭にいたるまで、「方言蔑視」や「方言撲滅運動」に向かい、方言論争(注)もおこなわれた。方言の使用者に対しては「方言札」と呼ばれるものを掛けさせるなどの手段が採られ、これは戦後一時期、地域により復活したこともある。

こうした歴史的な経緯により、地域社会や学校現場において現在でも残る地域の言語に対する偏見を取り除くことが必要である。とくに過度の「標準語励行運動」や、「方言撲滅運動」の過誤を反省し、固有の文化としての地域の言語権の確立・再評価をはかると同時に、絶滅の危機に瀕しているこの沖縄県の「方言」を次世代に継承すべき財産として記録保存することが重要である。

平成18年の「しまくとうばの日」の条例の制定により、「方言」を県内各地域において世代を越えて受け継がれてきた本県文化の基層にある重要な言語として捉え、これを次世代へ継承していくために、「しまくとうば」という名称を用いて、県民の関心と理解を深め普及継承の促進を図る取り組みが始まった。

「しまくとうば」は、地域の伝統文化の基層であり、社会や文化と不即不離のものである。「しまくとうば」の復権を推進するためには、「しまくとうば」の理解が地域や地域の生んだ文化に対する深い愛着や理解を生み、また児童生徒の地域に根ざしたアイデンティティの確立に重要であること、さらには他の言語や文化の理解に資するという教育上、学習面での有効性があること、これらを正しく認識させ評価させることなどを、体制として構築していくことが求められている。

(注) 方言論争

1940年（昭和15年）、沖縄県学務部が標準語励行県民運動を展開していたのにたいし柳宗悦ら日本民芸協会の人々が、「県の推進する標準語励行運動は、ややもすると、方言の侮蔑、抑圧につながり、県民に屈辱感を与えるものである。地方語の価値を否定する態度には賛成できない」として批判したことが発端になって、以後ほぼ1年にわたっておこなわれた論争。

県学務部の主張は、「県民が《消極退嬰》となっている原因は、標準語能力が劣り、発表力がないことであり、県外にあって誤解や不利益を受けているのはこのためである。だから、徹底的にこの道に邁進しなければならない」であった。

4 取り組み方針

本県文化の基層である「しまくとうば」に対する県民の関心と理解を深め、その「記録保存」と「普及継承」の促進に向けて取り組むものとし、迅速かつ慎重に進める。

取り組みにあたっては、県教育庁文化課内に「しまくとうば」に関する担当部署を置き、「しまくとうば」の記録保存と普及継承のために、学校現場や社会教育、関係部局や団体と連携して進める。

〔1〕県主体の取り組み

①記録保存の促進

県は、過去に行政が行った調査の文字資料と音声資料の整理を行う。また、民間で行われた調査の資料に関しても収集し、行政の調査資料と同様に文字資料と音声資料の整理を行う。さらに、未調査の地域、調査不十分な地域についても同様な調査を行い、資料を継承すべき「しまくとうば」の基礎資料として整理する。

資料は、普及継承の基礎資料として活用することを念頭に、広く一般の人や学校現場で活用できるよう音声データも含めてデジタル化し整備する。

記録保存について研究機関（専門家）と学校教育と社会教育が有機的に連携できるよう配慮しながらそれぞれの活動を支援することが必要である。

②普及継承の促進

県は、地域や学校で、児童・生徒が「しまくとうば」を学ぶのを支援するために、平易な読み物（小冊子）を作製する。内容は各地域で使用される「しまくとうば」についての基礎的な知識、「しまくとうば」の価値とそれを継

承する意義が、子供から大人まで学べるものとする。これは、市町村単位で用例を入れ替えるだけで沖縄全域で使えることを目的とし、各自治体独自の冊子作成のためのモデルになるものである。また、これまでに収集してデジタル化した音声データを基に、誰でも使える音声付き辞書や学校現場で活用できる教材が作れる体制作りをする。

「しまくとうば」の普及には、表記法について検討することが必要である。これまで出版されてきた方言辞典や文献を検討して、学術的な精密性より、継承普及を担う次世代の子どもたちに学びやすいものということを重視して、表記法を確立することが重要である。表記法については、県内全域を視野に入れて考えることとする。

また、県は「しまくとうば」に関するシンポジウム等の「しまくとうば」によるイベントの開催や芸術表現等の若年層を含む幅広い年齢層にアピールできる様々なジャンルや方法による普及に関する取り組みをおこなう。

具体的には、「しまくとうば」による詩や散文、ポピュラー音楽等の公募とその作品の公開、民話や戦争体験の語り、芝居等の公演や、その DVD 化やテキスト化、各地で収集された古謡等の教材化可能な普及版の作製を行う。

〔2〕学校教育での取り組み

文部科学省の作成する平成20年版「学校教育指導要領」に「地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習をおこなう。」と明記されている。

これに則って沖縄県の伝統文化である「しまくとうば」を学校教育の中で取り組むこととする。

①記録保存の促進（記録保存活動を担う人材の育成）

県は、学校教育において、児童生徒に学年や発達段階に応じた「しまくとうば」に関する教育を行う中で、地域の伝統文化に関心を持ってもらい、将来、地域での普及継承や記録保存の文化活動を担える人材の養成に資することを目指して、取り組む必要がある。

②普及継承の促進

県は、学校教育として積極的に位置づけるためカリキュラム化を進める必要がある。

教える内容として、「しまくとうばのこと（方言を学ぶ意義や、地域のこ

とを中心に「しまくとうば」の全体像が持てるようなこと)を教える」ということと「しまくとうば(その地域の言葉そのもの)を教える」ということを明確に区別し、学年や発達段階に応じて教える方策を用意する。

そのカリキュラムの中味は、会話だけではなく、琉歌や組踊等の琉球文学、地域の文化(各地の伝統芸能や口承文芸)も視野に入れる。

また、「国語」や「総合学習」といった特定の科目や時間だけでなく、音楽の時間に童謡や島唄で「しまくとうば」を教えるなど、教育課程全体の中で様々な取り組みを検討する。学年や発達段階に応じて「しまくとうば」について学んでいったことが、長じて大学生や社会人になった時に言語や文化として「しまくとうば」を本格的に学習するときの基礎になる展望を持って指導する。

そのためには、「しまくとうば」を教えられる教師を育成する必要がある。

「しまくとうば」全般について、その歴史や文化を教えたり、文学作品(琉歌や組踊等)を教えたり、地域の言語を学ぶ上で必要な表記について教えられる教師を育成するための方策を準備する。

方策として、教師用に誰でも教えられるような手引き書を用意し、教師が自発的に発展して深めたい時に大学等の教育機関で学べるようなシステムを用意する。

また、学校現場で行う「しまくとうば」の教育活動について地域の人材を派遣する等の協力体制作りをする。

〔3〕社会教育での取り組み

地域の文化財である「しまくとうば」の保持者は高齢であり、その記録保存と普及継承活動は急務である。県主体の取り組みや学校教育での取り組みと並んで、地域社会での取り組みも、県は地方自治体と連携してこれを行う必要がある。

①記録保存の促進

県は、「しまくとうば」の記録保存には、研究者だけではなく、地域社会の協力が不可欠であることを認識し、地域単位での調査活動を奨励し支援する必要がある。具体的には、調査や資料整理の方法についての手引き書の作製配布や講習を実施する。また、地域社会が行う「しまくとうば」の記録保存活動について専門家を派遣する等の協力体制作りを支援する。

「しまくとうば」は地域での生活儀礼、行事等と分かちがたく結びついていることを次世代を担う若者達に理解させ、地域の諸行事の中で使用さ

れる「しまくとうば」を記録する取り組みを支援する。

②普及継承の促進

県は、「しまくとうば」の普及継承活動を学校教育だけにとどめず、「しまくとうば」が地域に根ざした文化であることを重視して、地方自治体と連携して「しまくとうば」に関する各地域での普及継承活動の支援を行う。その支援の中で、広報のツールなどを通して、各地域での取り組みの紹介や、「しまくとうば」についての取り組みの表彰等を行う。

【資料】

- (1) しまくとうば検討委員会設置要綱
- (2) 検討委員会名簿
- (3) 推進体制図
- (4) しまくとうばの日に関する条例

しまくとうば検討委員会設置要綱

平成20年10月21日

(目的)

第1章 しまくとうばの保存と継承をはかるため、必要な事項について検討することを目的とする。

(組織)

第2章 しまくとうば委員会(以下委員会と省略する)は、しまくとうばを専門とする学識経験者で構成する。

- 2 委員会には、委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時、または事故のあるときはその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。
- 6 委員長が必要と認める場合はその他の関係者を含めることができる。

(会議・決議)

第3章 委員会の会議は、県教育委員会教育長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認められたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。
- 3 決議は、原則として委員全員の同意によるものとする。

(作業部会)

第4条 委員会に具体的な事項について作業・検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は5人以内の委員で組織する。
- 3 作業部会は当該分野の事項に関して専門とする学識経験者で構成する。
- 4 部会の委員の任期は1年とする。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務は文化課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

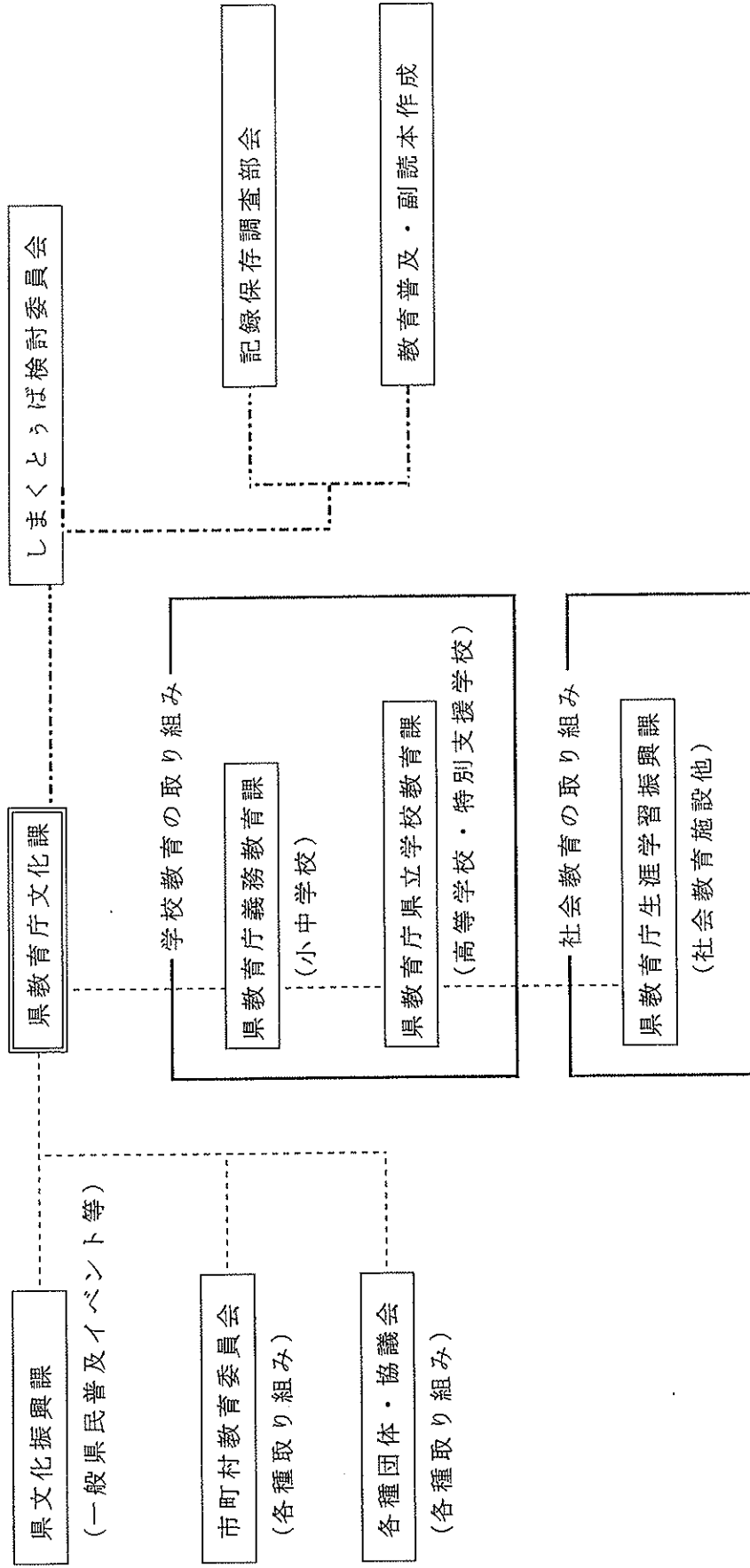
付則

この要綱は、平成20年10月21日(決裁の日)から施行する。

しまくとぅば検討委員会委員名簿

| 備考 | 氏名 | 生年 | 所屬・役職 | 著作等 | 専門分野 |
|----|-------------------|------|----------|--|---|
| 1 | いばみやまさはる 池宮 正治 | 1940 | 琉球大学名誉教授 | 『琉球文学論』『琉球文学の方言』『近世沖縄の肖像』『沖縄芸能文学論』『混効験集の研究』他 | 琉球文学の専門家であり、「おもろそうし」の研究で顕著な業績があるが、混効験集の研究等、古い沖縄方言についても高い見識を有する。 |
| 2 | かりきたしげひさ 狩俣 繁久 | 1951 | 琉球大学教授 | 『多良間方言の系譜・多良間方言を歴史的方言学的観点から考える』『音声の面から見た琉球諸方言』『宮古方言の音韻変化についてのおぼえがき・空気が力学的観点から見て』『八重山方言』他 | 琉球方言の語彙を中心に、沖縄・宮古・八重山にかけて幅広く調査研究している。また、方言の音声学等についても高い見識を有する。 |
| 3 | たかはしけんぞう 高橋 俊三 | 1942 | 沖縄国際大学教授 | 『おもろそうしの国語的研究』(著) 『おもろそうしの動詞的研究』(著) 『多良間方言の経綫』(著) 他 | 古い言語の国語学的研究を中心に、沖縄各地の方言を調査しており、方言について幅広い見識を有する。 |
| 4 | つばし 津波古 敏子 | 1939 | 元沖縄大学教授 | 『危機に瀕した沖縄諸島方言の緊急調査研究』(著) 『琉球の言語と文化』(共著) 『ことばの科学 2』(共著) | 沖縄言語研究センターの調査員として長年方言の調査研究にかかわっており、各地の方言について詳しい。 |
| 5 | はてるま 滅照蘭 永言 | 1950 | 県立芸術大学教授 | 『南島祭祀歌謡の研究』(著)、『定本おもろそうし』(編著) 『新編沖縄の文学』(編著) など | 古い歌謡等の研究業績があり、沖縄・宮古・八重山の古い言葉について高い見識を有する。 |
| 6 | みから 宮良 信詳 | 1946 | 琉球大学教授 | 『沖縄本島方言における母音体系について』(著) 『沖縄本島方言の歴史的動向』(共著) 『「が」に関する移動について』(著) 『沖縄中部方言のモダリティ』(言語研究)』(著) 他 | 方言の音声学に関する論文を英文で発表しており、音声学に関する高い見識を有する。 |
| 7 | やぐら 屋比久 浩 | 1930 | 琉球大学名誉教授 | 『沖縄久米島の言語・文化・社会の総合的研究』(共著) 『宮古諸島学術調査研究報告 言語・文学編』(共著) 『琉球の言語と文化』(共著) 他 | 沖縄言語研究センターの調査員として長年方言の調査研究にかかわっており、各地の方言について詳しい。 |

【推進体制図】



しまくとうばの日に関する条例

平成18年3月31日
沖縄県条例第35号

(趣旨)

第1条 県内各地域において世代を越えて受け継がれてきたしまくとうばは、本県文化の基層であり、しまくとうばを次世代へ継承していくことが重要であることにかんがみ、県民のしまくとうばに対する関心と理解を深め、もってしまくとうばの普及の促進を図るため、しまくとうばの日を設ける。

(しまくとうばの日)

第2条 しまくとうばの日は、9月18日とする。

(事業)

第3条 県は、しまくとうばの日の啓発に努めるとともに、その日を中心としてしまくとうばの普及促進のための事業を行うものとする。

2 県は、市町村及び関係団体に対し、しまくとうばの普及促進のための事業が行われるよう協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。